

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

次に掲げる事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めるため、改正するものであります。

- (1) 長期優良住宅認定制度の見直しにより実施する既存住宅の増築又は改築に係る認定の事務
- (2) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の制定に伴い実施するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る認定の事務

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「同表第11項」を「同表第12項」に改める。

第5条第2項中「別表第1第11項第1号及び第2号に定める手数料」を「別表第1第12項第1号及び第2号に定める手数料」に改める。

別表第1第8項第1号ア中「イ及び第3号」の次に「、第9項第1号ア並びに第11項第1号ア及び第5号ア」を加え、「住戸の総数が」を「新築する住戸の総数が」に改め、同号アに次のように加える。

- (コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき
9,100円
- (カ) 増築し、又は改築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。
1件につき18,000円
- (キ) 増築し、又は改築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。
1件につき32,000円
- (ク) 増築し、又は改築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。
1件につき46,000円
- (ケ) 増築し、又は改築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。
1件につき87,000円
- (コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。
1件につき150,000円
- (カ) 増築し、又は改築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。
1件につき250,000円
- (キ) 増築し、又は改築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。
1件につき300,000円
- (ク) 増築し、又は改築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき
320,000円

別表第1第8項第1号イ中「アに掲げる額」を「ア（ア）から（ケ）までに掲げる額」に改め、同号ウ中「住戸の総数が」を「新築する住戸の総数が」に改め、同号ウに次のように加える。

- (コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき
58,900円
- (カ) 増築し、又は改築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。
1件につき142,000円
- (キ) 増築し、又は改築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。
1件につき228,000円
- (ク) 増築し、又は改築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。
1件につき464,000円
- (ケ) 増築し、又は改築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。
1件につき823,000円
- (コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。
1件につき1,450,000円
- (カ) 増築し、又は改築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。
1件につき2,650,000円
- (キ) 増築し、又は改築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。
1件につき3,800,000円
- (ク) 増築し、又は改築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件に
つき4,680,000円

別表第1第9項第1号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（第11項第1号ア及び第5号アにおいて「調査機関」という。）又は評価機関」に改め、同号ア（ア）中「この項」の次に「及び第11項」を加え、同号ア（イ）中「部分をいう。以下この項」の次に「及び第11項」を加え、同表第11項を同表第12項とし、同表第10項の次に次の1項を加える。

- 11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）関係手数料
 - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していること

について、あらかじめ調査機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級5（平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 一戸建ての住宅のとき。 1件につき 4,700円
- (イ) 1の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ（イ）及び第5号イ（ウ）において同じ。）のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額
 - a 住宅部分 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が 300平方メートル未満のとき。 1件につき 9,400円
 - (b) 床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のとき。 1件につき 20,000円
 - (c) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のとき。 1件につき 45,000円
 - (d) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のとき。 1件につき 81,000円
 - b 非住宅部分（建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が 300平方メートル未満のとき。 1件につき 9,400円
 - (b) 床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のとき。 1件につき 27,000円
 - (c) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のとき。 1件につき 80,000円
 - (d) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のとき。 1件につき 130,000円

(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 160,000 円

(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のとき。 1 件につき 200,000 円

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下この項において「基準省令」という。）第 8 条第 2 号イ及びロの規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のとき。 1 件につき 34,000 円

b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のとき。 1 件につき 38,000 円

(イ) 1 の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分（基準省令第 8 条第 2 号イ及びロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 1 件につき 69,000 円

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 120,000 円

(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 200,000 円

(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のとき。 1 件につき 280,000 円

b 非住宅部分（基準省令第 8 条第 1 号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 1 件につき 230,000 円

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未

満のとき。 1 件につき 370,000 円

(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 530,000 円

(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 650,000 円

(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 770,000 円

(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のとき。 1 件につき 870,000 円

c 非住宅部分（基準省令第 8 条第 1 号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 1 件につき 87,000 円

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 150,000 円

(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 240,000 円

(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 310,000 円

(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 1 件につき 370,000 円

(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のとき。 1 件につき 440,000 円

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定による申出をする場合） 前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア 建築物 秦野市建築基準法施行細則第 22 条第 1 項の規定により算定した床面積に応じ、秦野市建築基準条例別表第 1 第 1 項に規定する額

イ 建築設備 秦野市建築基準条例別表第 1 第 2 項に掲げる手数料の区分に従い、それぞれの手数料の額と同一の額

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料（建築物省エ

ネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに建築物の住宅部分又は非住宅部分を追加する場合 変更認定申請に係るものについて、第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(この場合において、これらの規定中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額)

イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合) 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額と建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額

(5) 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ調査機関若しくは評価機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級4若しくは等級5(平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)又は建築物省エネ法第30条第1項各号若しくは低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証について、あらかじめ交付を受けた場合 第1号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ

(1)の規定に係るものに限る。)のとき。 第1号イ(ア)に掲げ

る区分に応じ、それぞれに定める額

- (イ) 一戸建ての住宅（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。1件につき17,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。1件につき19,000円
- (ウ) 1の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額
 - a 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）第1号イ（イ）aに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - b 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。1件につき33,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。1件につき57,000円
 - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。1件につき100,000円
 - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。1件につき160,000円
 - c 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。）第1号イ（イ）bに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - d 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。）第1号イ（イ）cに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(秦野市行政手続に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第17条第3項後段中「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第11項第2号イ」を「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第12項第2号イ」に改める。
第24条第5項後段及び第30条第2項中「秦野市手数料条例別表第1第11項第2号イ」を「秦野市手数料条例別表第1第12項第2号イ」に改める。